

令和7年度第1回福島県介護生産性向上セミナー

令和7年度福島県介護テクノロジー導入支援事業 募集の概要

令和7年6月26日（木） 福島県高齢福祉課

目次

<u>1 補助対象者</u>	4
<u>2 補助対象経費</u>	5
<u>3 ケアプランデータ連携システムを活用した場合の補助額加算について</u>	9
<u>4 機器の導入に付帯して必要となる経費（付帯機器等）について</u>	10
<u>5 補助率</u>	11
<u>6 基準額・補助上限額</u>	11
<u>7 補助要件</u>	12
<u>8 今後のスケジュール</u>	14
<u>9 注意点</u>	15
<u>10 よくある質問</u>	16
<u>11 皆様へのお願い</u>	18

令和7年度福島県介護テクノロジー導入支援事業募集の概要

補助対象者

福島県内に所在する介護保険法に基づく指定又は許可を受けた介護サービス事業所又は老人福祉法に基づく養護老人ホーム及び軽費老人ホームを運営する者

対象経費

(1) 介護テクノロジー導入支援

- ①重点分野に該当する介護テクノロジー
- ②交付要綱別表第4で定める機器

例) ①移乗用ロボット、離床・見守りセンサー、介護ソフト、食事・栄養管理に関するシステム等

②インカム、バックオフィスソフト、過年度導入の見守り機器を活用するための通信環境整備等

(2) 介護テクノロジーパッケージ型導入支援

重点分野のうち「介護業務支援」に該当するテクノロジーとそのテクノロジーと連動することで効果が高まると判断されるテクノロジーの組合せによる導入

例) 介護ソフト+「見守り・コミュニケーション」に該当する機器
介護記録ソフト+介護請求ソフト 等

(3) 導入支援と一体的に行う業務改善支援

コンサルティング会社等による業務改善支援

例) コンサル経費、生産性向上に関する研修受講経費等

補助率

4分の3以内

基準額・補助上限額

種別			基準額	補助上限額
1 介護テクノロジー導入支援	介護ロボット	移乗支援	100万円/台	1、2の合計で 1法人につき 上限900万円
		入浴支援		
		別表第4で定める機器		
	上記以外		30万円/台	
2 介護テクノロジーパッケージ型導入支援	「介護業務支援」に該当する介護ソフト		職員数	1事業所につき 45万円
			1人～10人	
			11人～20人	
			21人～30人	
3 導入支援と一体的に行う業務改善支援			31人～	1事業所につき 45万円
			250万円/事業所	

※導入機器と一体的に使用するための情報端末（PC、タブレット端末）について、1台あたりの補助額は10万円以内となります。

令和7年度福島県介護テクノロジー導入支援事業募集の概要

1 補助対象者

福島県内に所在する

- ・介護保険法に基づく指定又は許可を受けた介護サービス事業所
- ・**老人福祉法に基づく養護老人ホーム及び軽費老人ホーム**

【選定方法】

補助対象者は以下アからウの順に優先して選定します。

ア 県が別に実施するふくしま介護テクノロジー導入モデル事業にて伴走支援を受ける介護事業所

イ アに該当しない介護事業所のうち、過去2年間に福島県補助金※の交付を受けたことがない介護事業所

ウ ア及びイに該当しない介護事業所のうち、業務改善計画書（別紙様式4）の内容により特に優先度が高いと県が判断した介護事業所

※ 福島県補助金とは「令和5年度福島県介護ロボット・ICT導入支援事業費補助金」及び「令和6年度福島県介護ロボット・ICT導入支援事業費補助金」、「令和5年度福島県地域医療介護総合確保基金事業補助金（介護施設等の大規模修繕の際に併せて行う介護ロボット・ICT導入支援事業）」、「令和6年度福島県地域医療介護総合確保基金事業補助金（介護施設等の大規模修繕の際に併せて行う介護ロボット・ICT導入支援事業）」をいう。

2 補助対象経費

(1) 介護テクノロジー導入支援

① 重点分野に該当する介護テクノロジー

- ・ 移乗介助 ・ 移動支援 ・ 排泄支援
- ・ 入浴支援 ・ 見守り ・ コミュニケーション
- ・ 介護業務支援 (介護ソフト含む)
- ・ 機能訓練支援 ・ 食事・栄養管理支援
- ・ 認知症生活支援 ・ 認知症ケア支援



例) 移乗用ロボット、離床・見守りセンサー、入浴用リフト、介護ソフト、食事・栄養管理に関するシステム 等

2 補助対象経費

(1) 介護テクノロジー導入支援

② 交付要綱別表第4で定める機器等

- ・ 移乗や移動、入浴を支援する機器（**床走行式リフト**等）
- ・ 介護施設等における調理支援などの職員の負担を軽減する機器（**一括で調理支援を行う機器、加熱・冷蔵機能等を備えた配膳車や配膳ロボット**等）
- ・ 生産性向上に資する福祉用具（**訪問介護事業所で使用するスライディングボード**等）
- ・ 過年度に導入した見守り機器を効果的に活用するために必要な通信環境整備に要する経費（**配線工事、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築**等）
- ・ 職員間の情報共有や職員の移動負担の軽減など効果的・効率的なコミュニケーションを図るための機器（**インカム**等）
- ・ バックオフィスソフト（**電子サインシステム、給与、勤怠管理**等）
- ・ バイタル測定が可能なウェアラブル端末

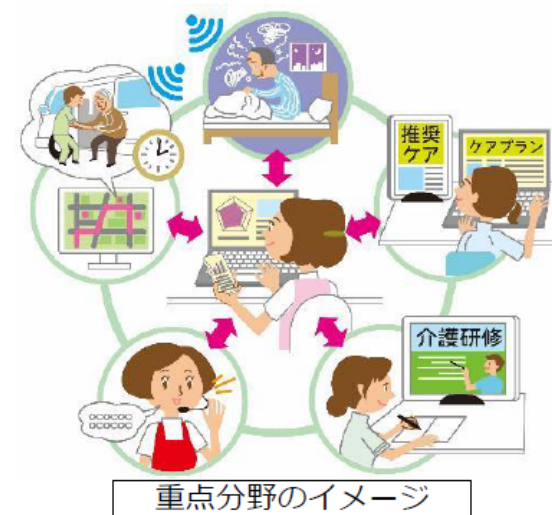
2 補助対象経費

(2) 介護テクノロジーパッケージ型導入支援

重点分野のうち「介護業務支援」※に該当するテクノロジーと、そのテクノロジーと連動することで効果が高まると判断できるテクノロジーの組合せによる導入

例) 介護ソフト + 「見守り・コミュニケーション」に該当する機器
介護記録ソフト + 介護請求ソフト 等

※ 介護業務に伴う情報を収集・蓄積し、それを基に高齢者等へのサービス提供に関わる業務に活用することを可能とする機器・システム



2 補助対象経費

(3) 導入支援と一体的に行う業務改善支援

コンサルティング会社等による業務改善支援

生産性向上ガイドラインに基づき、生産性向上に係る支援について知識・経験を有する第三者（業務改善を支援する事業者）が、介護事業所において、事前評価（課題抽出）、業務改善に係る助言・指導等、事後評価（導入後の定着支援を含む）等の支援を行う際に要する経費

※ 単なるメーカーや販売店等による機器の操作説明は対象外となります。

3 ケアプランデータ連携システムを活用した場合の補助額加算について

今回、介護ソフトを導入する居宅サービス事業所又は居宅介護支援事業所（介護予防も含む。）のうち、令和7年度中に「ケアプランデータ連携システム」（以下「システム」という。）により5事業所以上とデータ連携を実施する場合は、基準額に5万円が加算されます。

加算を受ける事業所は、実績報告時に以下のようなシステム画面（「受信一覧」もしくは「送信一覧」）の画像データの提出が必要となります。

（システム画面）

トップ

受信一覧

送信一覧

新規作成

下書き一覧

一括送信

ログアウト

受信日時	メッセージ	送信元事業所	サービス 種類	ファイル名	ファイル 種別	CSV バージョン	データ 取得 状況
2025/04/15 15:17	MM月の報告を申し上げます。	0899999993 事業所C	11: 訪問介護	UPKIHON_SUB1_0899999993_11... CSV UPKIHON_SUB2_0899999993_11... CSV :	登録 登録	202407	未
2025/04/15 15:14		0899999994 事業所D		Sample.pdf	PDF等	-	済
2025/04/15 14:28	□□様いつもお世話になっております。M M月の削除報告です。	0899999992 事業所B	XX: 不明	DLTJSK_202504_0899999992_16... CSV UPKIHON_IMAGE_0899999992_16... jpg UPKIHON_IMAGE_0899999992_16... jpg	削除 PDF等 PDF等	202407	未
2025/04/15 13:24	MM月の削除報告です。	0899999991 事業所A		DLT1KYO_0899999991_08999999... csv Sample.pdf	削除 PDF等	202208	未
2025/04/15 13:15	△△様いつもお世話になっております。ケ アプランデータを送付します。ご確認よろ しくお願い致します。	0899999991 事業所B	11: 訪問介護	UPKIHON_SUB2_0899999991_11... CSV UPKIHON_0899999991_11_08999... CSV :	登録 登録	202407	未

令和7年度福島県介護テクノロジー導入支援事業募集の概要

4 機器の導入に付帯して必要となる経費（付帯機器等）について

通信環境整備工事や情報端末（PC、タブレット）等、重点分野に該当するテクノロジー導入に付帯して必要となる経費は、主となる機器と併せて導入する場合に限り補助対象となります。

なお、併せて導入する場合の基準額は、主となる機器と付帯して必要となる経費を合計して算出します。

例) ①介護ソフト（50万円）と併せて導入する場合（職員数31人）

基準額	－	介護ソフト	=	付帯機器等基準額
2,500,000円		500,000円		2,000,000円

②見守り支援ロボット（15万円×20台）と併せて導入する場合

基準額	－	見守り支援	=	付帯機器等基準額
6,000,000円		3,000,000円		3,000,000円

（300,000円×20台）

※ 情報端末の補助額は、1台あたり10万円以内となります。

令和 7 年度福島県介護テクノロジー導入支援事業募集の概要

5 補助率 4 分の 3 以内

6 基準額・補助上限額

種別			基準額	補助上限額
1 介護 テクノロジー 導入支援	介護 ロボット	移乗支援	100万円／台	1、2の合計で 1法人につき 上限900万円
		入浴支援		
		別表第4で定める 機器		
		上記以外	30万円／台	
	「介護業務支援」に該当する介護 ソフト		職員数 1人～10人 100万円／事業所 11人～20人 150万円／事業所 21人～30人 200万円／事業所 31人～ 250万円／事業所	
2 介護テクノロジー パッケージ型導入支援			900万円／事業所	
3 導入支援と一体的に行う 業務改善支援			45万円／事業所	1事業所につき 45万円

7 補助要件

以下の（１）～（８）をすべて満たすことが要件となります。

- （１）交付要綱別表第３（１）に掲げるサービスについては、**利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（名称は問わない。）を設置すること。**
- （２）交付要綱別表第３（２）に掲げるサービスについては、**令和7年度までに「ケアプランデータ連携システム」の利用を開始すること。**
- （３）収入の改善が図られた場合には、職員の賃金へも適切に還元することとし、その旨を職員等に周知すること。
- （４）独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が実施する「SECURITY ACTION」の「★一つ星」または「★★二つ星」のいずれかを宣言すること。

7 補助要件

(5) 「コンサルティング会社等による業務改善支援」や「ふくしま介護生産性向上支援センター等による業務改善支援」を受けること。

**→本セミナーの受講により要件を満たしたものとします。受講後アンケートにより受講したことを確認しますので、忘れずにアンケートの回答をお願いします。
(後日配信するアーカイブの視聴でも可)**

(6) 厚生労働省が実施発行するガイドライン等を参考に導入計画を作成すること。

(7) 科学的介護情報システム（LIFE）による情報収集に協力すること。

(8) 厚生労働省が実施する効果検証事業等に可能な限り協力すること。

令和7年度福島県介護テクノロジー導入支援事業募集の概要

8 今後のスケジュール

事業の流れ	時期
(1) 事業計画書等の提出 【事業者→県】	令和7年6月23日(月)～ 7月31日(木) 17:00必着
(2) 内示通知 【県→事業者】	令和7年9月上旬頃
(3) 交付申請書等の提出 【事業者→県】	内示時に提出期限をお知らせします。
(4) 交付決定 【県→事業者】	交付申請後随時
(5) 事業の実施 【事業者】	随時
(6) 完了届・実績報告書等の提出 【事業者→県】	事業完了後30日以内または令和8年1月31日のい ずれか早い日
(7) 補助金の支払い 【県→事業者】	随時(確定通知後～令和8年3月31日まで)

9 注意点

- (1) 「県の交付決定日から令和8年1月31日まで」に完了する事業が今回募集する事業の対象です。令和8年1月31日までに介護事業者（所）からメーカーや代理店等への代金の支払いを済ませる必要がありますのでご注意ください。
- (2) 県の交付決定前に着手した場合、補助金を交付できませんのでご注意ください。
- (3) やむを得ない理由により交付決定前に着手する場合は、内示後に別紙様式10を提出してください。その場合でも、着手は内示後となりますのでご注意ください。
- (4) 全体の応募額によっては、補助上限額が記載を下回る場合や交付できない場合があります。あらかじめご了承ください。
- (5) 計画書や申請書、実績報告書は事業所ごとに個別に作成してください。
- (6) 書類の提出は、事業所毎に個別に送らず、原則法人でまとめてお送りください。
- (7) 本事業は、令和7年度6月補正予算成立後において、事業を円滑に開始できるよう成立前に公募するものです。このため、当該事業は予算の成立が前提であり、かつ、今後内容等に変更があり得ることをあらかじめご了承ください。

令和7年度福島県介護テクノロジー導入支援事業募集の概要

10 よくある質問

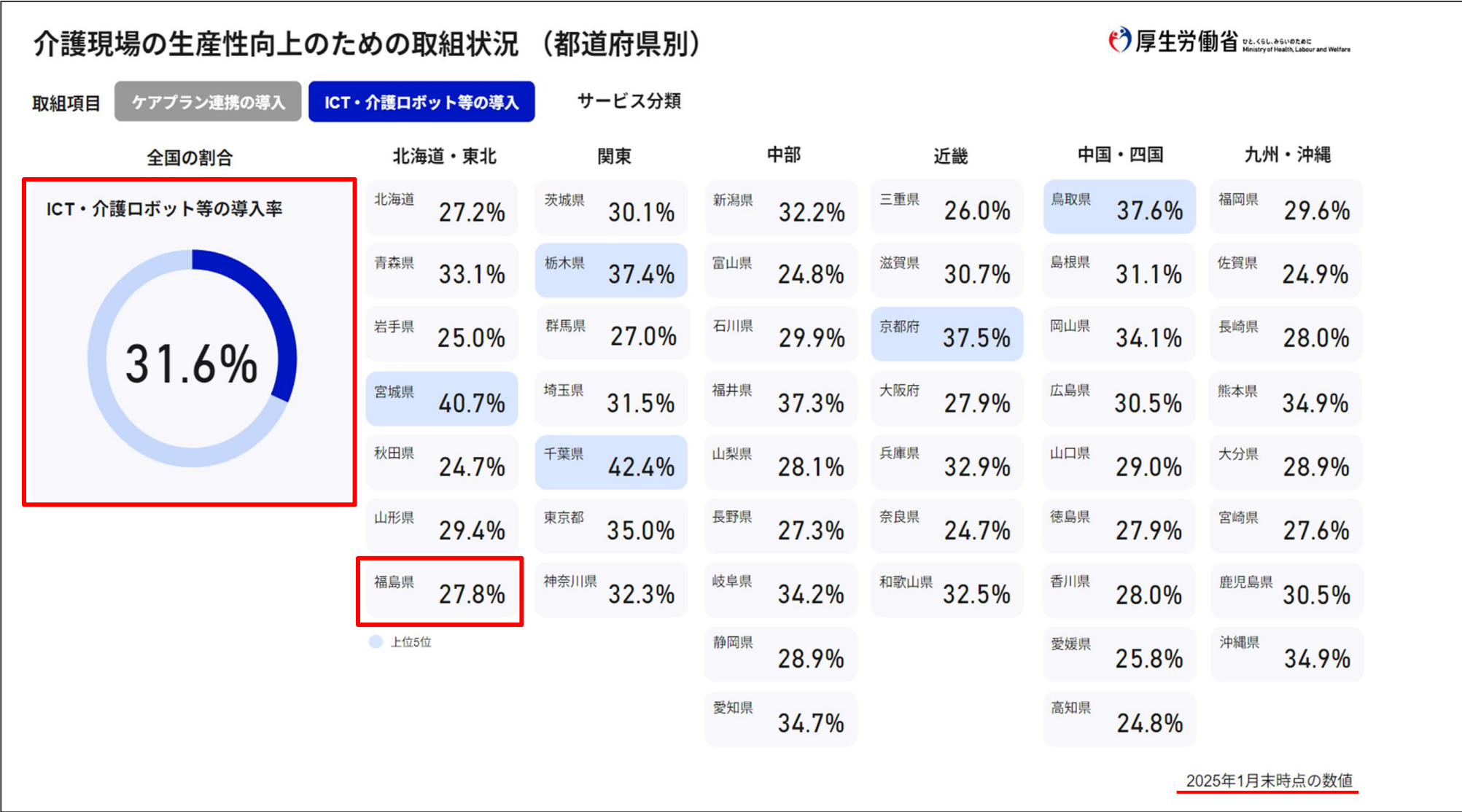
No.	質問	回答
1	申請者は施設長か。	申請者は法人代表者となります。
2	1つの法人から複数の事業所の申請は可能か。	可能です。なお、申請書や計画書等は施設ごとに個別に作成する必要がありますが、書類の提出は事業所ごとに個別に送らず、法人でまとめてお送りください。
3	昨年度申請を行ったが今年度も申請可能か。	申請可能です。 ただし、補助対象者を選定するにあたっては、過去2年間に福島県補助金※の交付を受けたことがない事業所が優先となります。 ※P4参照。
4	着手年月日や完了年月日とはどの時点を指すのか。	<u>着手年月日はメーカーに注文した日（契約日）、完了年月日は代金の支払日（領収書の日付）</u> になります。
5	事業の着手は交付決定以降になるのか。	内示通知後、別紙様式10（交付決定前着手届）を提出いただくことで、交付決定を待たずに着手することができます。 その場合でも着手（注文、契約）は内示後に行っていただく必要がありますのでご注意ください。

10 よくある質問

No.	質問	回答
6	新規開設する予定の事業所でも補助金を申請することは可能か。	事業計画提出時点で既に開設されている事業所のみが対象となります。
7	通信環境整備のみの場合でも補助対象となるか。	介護テクノロジー導入支援の対象になります。 (別表第4-1工) なお、介護業務支援に該当する機器（介護ソフト等）と併せて導入する場合には、介護テクノロジーパッケージ型導入支援で申請することが可能です。
8	1つの事業所から介護テクノロジー導入支援、介護テクノロジーパッケージ型導入支援、導入支援と一体的に行う業務改善支援の3つは同時に申請できるのか。	可能です。 手引きをご確認の上、それぞれの必要書類を提出してください。

このほか、補助事業の手引きにもQ & Aを掲載しておりますので、ご確認ください。

11 皆様へのお願い



11 皆様へのお願い

「介護サービス情報報告システム」> 手順 3 事業所の特色

手順3 事業所の特色

任意

現在、情報がありません。

項目	備考	備考を保存する
1.事業所の特色		



<u>生産性向上のための業務改善の取組</u>	タブレット 端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減	☐ なし ☐ あり
	高齢者の活躍(居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供)等による役割分担の明確化	☐ なし ☐ あり
	5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備	☐ なし ☐ あり
	業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減	☐ なし ☐ あり

該当する事業所は、ぜひ入力をお願いします！

令和7年度福島県介護テクノロジー導入支援事業募集の概要

- ・補助金の申請にあたりお困りのことがあれば、県高齢福祉課（024-521-7533）までお気軽にお問い合わせください。
- ・介護ロボットやICTの導入に関するご相談は、ふくしま介護生産性向上支援センターにご相談ください。

住 所 郡山市富田町字満水田27番 8

受付時間 9：00～17：00（土日祝・年末年始は除く）

T E L 024－954－4035

メー ル soudan.center@fmdipa.or.jp

ご静聴ありがとうございました。